

〔記入注意〕 この実務経歴書は勤務先（自営業を含む）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、一級建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者が当該書類の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

国土交通大臣 殿
中央指定登録機関
公益社団法人日本建築士会連合会

氏名 建築 士郎

勤務先等

勤務先(部課名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	R2年 4月～ R4年 5月	2年 2月
在職期間(新しい順に記入)		地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第一条の二)
年月～年月	年月数		
R3年4月～R4年3月	1年 0月	助教	建築物に関する研究開発に関する実務
年 月～ 年 月	年 月		

建築実務の詳細（申請する実務を新しい順に記入）

建築実務経験期間の合計

1年 0月

(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
	建築物の設計に関する研究	—	R3年 4月～R4年 3月	50 %	0年 6月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等)					
〔 12C-01 〕 建築物の設計に関する研究について、△△施設における温熱環境の多変量解析を行い、その結果を基に共著者として論文執筆に携わった。 掲載誌：日本建築学会〇〇論文集〇年〇〇号〇ページ掲載 標題：〇〇に対する〇〇について 著者名：〇〇 〇〇、〇〇					

(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
	建築物の設備設計に関する研究	—	R2年 4月～R3年 3月	50 %	0年 6月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等)					
〔 12C-01 〕 高層建築物の空気調和設備に関する研究について、△△ダンパーをダクト中間層に連続配置したモデル建築物の風力解析確認を行い、その結果を基に共著者として論文執筆に携わった。 掲載誌：空気調和・衛生工学会〇〇論文集〇年〇〇号〇ページ掲載 標題：〇〇に対する〇〇について 著者名：〇〇 〇					

記入のポイント	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
	〇〇に関する研究	未記入と区別するため「—」を記載	R〇年〇月～R〇年〇月	〇〇%	〇年〇月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等)					
〔 〕 ・建築士登録対象となる学会誌は日本建築学会又は空気調和・衛生工学会の論文集に限定されているので注意。(令和4年12月時点) ・建築物に係る研究開発に関する実務は、平成20年11月28日から令和2年2月29日までは建築士登録対象実務の対象外となっているので注意する事。 ・実務経験期間の計算の考え方は、次ページを参照。					

<実務経験として認められる査読付の学会誌>

- ・「建築物に係る研究」(12C-01)が実務経験として認められる条件は、査読を経て学会誌に掲載等されることです。
- ・令和4年11月1日時点において、実務経験として認められる査読付きの学会誌は、下記のとおりです。

【日本建築学会のいわゆる学会4誌】

- ・論文集(構造系論文集、計画系論文集、環境系論文集)
- ・技術報告集
- ・Japan Architectural Review (JAR)
- ・Journal of Asian Architecture and Building Engineering (JAABE)

【空気調和・衛生工学会論文集】

- ・当該学会の論文集に掲載した論文の作成を実務経験とする場合、免許登録の申請前に必ず、当該学会に「実務経歴説明書」の発行を依頼してください。
- ・免許登録申請には「実務経歴説明書」の提出が必須です。提出がない場合は、実務経験審査において「要件不適合」と見なします。

<実務経験の対象となる期間>

- ・「建築物に係る研究」(12C-01)において、実務経験のとして認められる期間は「平成20年11月27日以前」又は「令和2年3月1日以降」です。「平成20年11月28日～令和2年2月29日」の期間は、「建築物に係る研究」は建築実務としては認められません。
- ・実務経験期間は、論文の筆頭著者、第二著者等、責任著者などの著者の順番に関わらず、実際に論文作成に携わった期間です。
- ・実務経験として計算できる期間は、『論文に係る研究活動に従事した期間』及び『論文作成に従事した期間(査読による指摘を受けて修正した期間を含む)』であり、「査読の依頼中の期間」などは、実務経験期間として計算できません。